防火管理者用

自主検査の手引き

～　自主検査ってなに？ どうすればいいの？　～

堺市消防局

令和３年４月

目次

第１　総則　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
　１　はじめに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
　２　自主検査とは　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
　３　検査の実施　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
　４　検査にあたっての注意事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
　５　消防署への報告　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

第２　記入要領　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
　１　自主検査実施結果報告書（様式第２号の３（第４条の２関係））　・・　３
　２　自主検査表（様式第 19 号）　・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

第３　検査項目の解説　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７
　➢　防火区画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７
　➢　防火管理　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７
　➢　避難管理　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８
　➢　防炎規制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９
　➢　消防用設備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９
　➢　火気使用設備・器具　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10
　➢　電気設備・器具　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10
　➢　火の使用制限　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10
　➢　危険物等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11

○　消防法施行令（別表第１）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11

第1　総則

１　はじめに

　堺市消防局では、“自分たちの建物は自分たちで守る”という自主防火管理の原則のもと、建物の関係者自らが防火チェックを行う「自主検査」を推進しています。

　火災は、人々の生命や財産だけではなく企業等の信用を失わせてしまいますが、建物や施設を火災予防についての検査により適正に管理することで、火災を未然に防ぐことができるとともに、いざという時に被害を最小限に抑えることができます。

　つきましては、防火管理者等防火について責任のある方による検査の手引きを作成しましたので、これをもとに検査を行い、大切な生命・財産を火災から守っていただきますようお願いします。

２　自主検査とは

　防火管理者、又は防火について責任のある方により、建物や施設について不備欠陥事項がないか確認し、また改善することです。

３　検査の実施

　自主検査の実施について、最寄りの消防署から電話連絡があれば、「自主検査表（様式第 19 号）」の検査項目に基づき、検査を実施してください。

　なお、検査表の記入要領及び検査項目の解説を以降に示していますので参考にしてください。

４　検査にあたっての注意事項

　建物の大きさや設置されている消防用設備等の違いによって、「自主検査表（様式第 19 号）」の中には該当しない項目もあります。また、改装工事中などで、検査できない場合もあります。事前に確認してください。

　検査の結果、不備欠陥事項があった場合は、速やかに改善してください。

５　消防署への報告

　管理権原者は、「自主検査実施結果報告書（様式第２号の３）」及び「自主検査表（様式第 19 号）」を各 1 部作成し、最寄りの消防署が指定する期日までに提出（持参又は郵送）してください。

（注）　消防署が指定する期日までに報告がない場合は、消防職員による立入検査を実施します。

第2　記入要領

1　自主検査実施結果報告書（様式第２号の３（第４条の２関係））

(1) 防火対象物

防火対象物の名称、権原者、防火管理者の氏名を記入し、権原者及び防火管理者の捺印をお願いします。権原者及び防火管理者が同一の場合は、防火管理者欄に「同上」と記入してください。

⑵ 所在地

防火対象物の住所を記入してください。

⑶ 名称

防火対象物の名称を記入してください。

⑷ 検査年月日

自主検査を実施した年月日を記入してください。

⑸ 検査結果（適・否）

自主検査を実施した結果、不備事項がなければ「適」に〇印を、１箇所でも不備事項があれば「否」に〇印を記入してください。

⑹ 表中

自主検査の結果、不備事項があった場合、「不備事項」欄にその詳細、「改善措置方法等」欄に改善計画を具体的（例：〇月〇日に改修予定）に記入してください。

2　自主検査表（様式第 19 号）

(1) 検査結果

① 適否

検査項目に基づく検査の結果、適切であったものには〇印、適切でないものには×印、該当しない項目及び工事等で検査できない項目には斜線（／）を記入してください。

※ 具体的な判断については、「検査項目の解説」を参考にしてください。

② 不備欠陥場所

「適否」欄に×印を付したものについて、その場所を具体的に記入してください。（例：〇棟〇階）

⑵ 改善措置

「適否」欄に×印を付した不備欠陥事項について、その改善措置を記入してください。（例：〇月〇日修理完了、〇月〇日までに改修予定）

様式第２号の３（第４条の２関係）

記入例

自 主 検 査 実 施 結 果 報 告 書

年　　月　　日

堺市　○　消防署長　殿

管轄の消防署を記入してください。（例：堺、中、東・・・）

防火対象物

名称　○○ビル

権原者　　○○　○○　　印

防火管理者　　○○　○○　　印

（危険物取扱者）

防火対象物の名称・権原者の氏名・防火管理者（危険物取扱者）の氏名を記入し、捺印してください。

防火対象物の自主検査実施結果を下記のとおり報告します。

防火対象物の所在地、名称、自主検査を実施した日、検査結果の適否を記入してください。

記

所　在　地　　堺市○○区○○丁○番○号

名　　称　　○○ビル

検査実施日　　平成○○年○○月○○日

検 査 結 果　（　適　・　否　）＊いずれかに○をすること。

自主検査の結果、「否」があった場合は、その詳細及び改善計画を具体的に記入してください。

否に○をした場合、不備事項及び改善措置方法等を下記の表に記入して下さい。

不　備　事　項	改 善 措 置 方 法 等
（例） ・1階北側通路の防火戸の閉鎖装置が故障しており、閉鎖障害が生じている。	・平成○年○月○日までに改修予定
・避難階段に物品（段ボール）が置いてあり、避難の支障となっている。	・即日撤去
・消防用設備等点検の未実施	・平成○年○月○日　実施予定
・間仕切りによって、自動火災報知設備の感知器の未警戒が生じている。	・平成○年○月○日　感知器増設
備　考	

様式第 19 号

記入例

自　主　検　査　表

名称	○○ビル	所在地	堺市○○区○○丁○番○号

記入要領	1　検査は、防火管理者等防火について責任あるものが行って記入して下さい。 2　検査結果欄の適否欄は、検査の結果、適切であったものには○印、適切でないものは×印、該当しない項目には斜線（／）を記入し、×印を付したものについては当該場所を不備欠陥場所欄に「○○棟○階」の例により具体的に記入して下さい。 3　改善措置欄は、不備欠陥事項について、その改善措置を「○月○日修理完了」、「○月○日までに改修予定」等の例により記入して下さい。

区分		検査項目	検査結果		改善措置
			適否	不備 欠陥場所	
防火区画	1	防火戸、防火シャッターの閉鎖装置は、破損　錆付等がなく、確実に作動するか。	×	1階北側 通路	○月○日までに改修予定
	2	防火戸、防火シャッターの作動ライン内に物品を存置していないか。	○		
	3	防火戸、防火シャッターの直近に可燃物を存置し、延焼媒介となるおそれがないか。	○		
	4	常時閉鎖式防火戸は、開放状態のまま放置していないか。	○		
防火管理	5	防火管理者、防災管理者に変更はないか。また、消防署に届出しているか。	○		
	6	消防計画の内容に変更はないか。また、消防署に届出しているか。	○		
	7	消防計画に基づき、消防訓練を実施しているか。 （前　回　　平成○年○月○日実施） （前々回　　平成○年○月○日実施）	○		
避難管理	8	避難口扉は、避難に際して鍵を用いることなく室内から解錠することができるか、又は解錠方法の表示があるか。	○		
	9	避難口扉は、カーテン等で隠ぺいしたり、鏡その他の装飾品等を設けたりして、識別の妨げとなっていないか。	○		
	10	避難口付近は、物品等を存置し、避難上支障となっていないか。	○		
	11	避難通路、避難階段に避難上支障となる物品等を存置していないか。	×	東階段 2階部	即日撤去

	12	階段を一部の用途専用となるように区画し、二方向避難が不可となっていないか。			
	13	避難口、避難器具の位置等を示した避難経路図や非常放送設備等の維持管理は、適切に行っているか。	○		
防炎規制	14	カーテン、幕類、布製ブラインド、じゅうたん、展示用合板等の防炎対象物品は、防炎性能を有しているか。			
	15	防炎性能を有するものには、防炎ラベルを貼付しているか。			
消防用設備	16	消防用設備等点検は実施しているか。 （平成○年○月○日実施）	×		○年○月○日 実施予定
	17	建物の増築、模様替えにより、消防用設備等に不足は生じていないか。 （感知器の未警戒等）	×	1階事務所	○年○月○日 感知器増設
火気使用設備・器具	18	火気使用設備・器具等の付近は、整理整頓され、可燃物は火災予防上安全な距離を保有しているか。	○		
	19	火気使用設備の燃料の貯蔵又は取扱いは、安全な方法により行っているか。	○		
	20	厨房設備のフード、フイルター、ダクト内は定期的に清掃し、防火ダンパーの維持管理は適切か。	○		
	21	火気使用設備等は、取扱責任者を定め、使用時の監視並びに使用前後の点検を励行しているか。	○		
電気設備・器具	22	電線、コード、器具等は、使用場所、用途に適合したものを使用しているか。	○		
	23	電気設備・器具等は、定期的に保守点検を実施し、安全に使用しているか。	○		
火の使用制限	24	裸火、危険物品の持ち込みをする場合は、必要最小限度とし、消防署の許可を受けて行っているか。			
	25	喫煙の管理は、喫煙設備を設けて適切に行っているか。			
	26	「喫煙所」「火気厳禁」「禁煙」等の標識は、適切に掲出されているか。			
危険物等	27	消防法又は堺市火災予防条例で定める数量以上の危険物等（指定可燃物、液化石油ガスを含む）を無許可又は無届けで貯蔵又は取扱いをしていないか。	○		
	28	無許可又は無届けで、施設の位置、構造及び設備を変更していないか。	○		
備考					

第3　検査項目の解説

防火区画

1　防火戸、防火シャッターの閉鎖装置は、破損や錆等がなく確実に作動するか。

防火戸、防火シャッターは、火災の延焼・煙の伝播をくいとめるために設けられた設備です。
防火戸、防火シャッターは、自動的に閉まるようにドアチェック等の自動閉鎖装置が設けられています。
防火戸がきちっと閉まるかどうか確認しましょう。

2　防火戸、防火シャッターの作動ライン内に物品を存置していないか。

防火戸、防火シャッターは、火災発生の際、床に置かれた物品によって閉まらないことがあってはいけません。
防火戸や防火シャッターの下に閉鎖障害となる物品を存置していませんか。

3　防火戸、防火シャッターの直近に可燃物を存置していないか。

防火戸、防火シャッターは、火災の延焼・煙の伝播をくいとめるために設けられた設備です。
防火戸、防火シャッターの近くに燃えやすい物を置いていませんか。

4　常時閉鎖式防火戸は、開放状態のまま放置していないか。

床との隙間に段ボールや木片などを挟んで、常に開放状態としていませんか。

防火管理

5　防火管理者、防災管理者に変更はないか。また、消防署に届出しているか。

管理権原者は、防火（防災）管理者を選任し、消防署に届け出なければなりません。
届出している防火（防災）管理者に変更がないか確認しましょう。

6　消防計画の内容に変更はないか。また、消防署に届出しているか。

防火管理者は、消防計画を作成し、消防署に届け出なければなりません。
届出している消防計画に変更はないか確認しましょう。

7　消防計画に基づき、消防訓練を実施しているか。（前回/前々回　　年　月　日実施）

管理権原者及び防火管理者は、消防計画に基づき消防訓練を実施しなければなりません。
訓練内容は、消火、通報及び避難訓練で、特定防火対象物は年２回以上実施し、事前に消防署への届出が必要です。

避難管理

8　避難口扉は、避難に際して鍵を用いることなく室内から解錠することができるか、また解錠方法の表示があるか。

避難口扉は、火災発生の際、誰もが容易に開放することができ避難できる必要があります。
扉を針金でくくったり、錆ついたりしていませんが。鍵を必要としないで、容易に解錠できる仕組みとなっていますか。
また、その方法について表示がされていますか。

9　避難口扉は、カーテン等で隠ぺいしたり、鏡その他の装飾品等を設けたりして、識別の妨げとなっていないか。

火災発生の際、誘導灯を頼りに避難することになります。
誘導灯（避難口扉）を確認できるようになっていますか。
カーテンや装飾品などで見えない、見えにくくなっていませんか。また、誘導灯は「点灯」していますか。

10　避難口付近は、物品等を存置し、避難上支障となっていないか。

避難口の付近には、避難に支障となる物品が置かれていませんか。
建物の内からも外からも確認しましょう。

11　避難通路、避難階段に避難上支障となる物品等を存置していないか。

避難の際、通路だけでなく階段も重要な通路です。避難の支障となる物品が、通路や階段に置かれていませんか。
「今日１日だけ」というのもダメです。すぐに、除去してください。

12　階段を一部の用途専用となるように区画し、二方向避難が不可となっていないか。

階段を、壁で区画して倉庫などにしてしまい、避難階段としての機能を失っていませんか。
階段が２箇所あるのには、誰もが必ず避難できるようになっているためです。
１箇所に減らすことは、いざという時、避難できない人がいることになります。
すぐに、階段として復旧してください。

13　避難口、避難器具の位置等を示した避難経路図や非常放送設備等の維持管理は、適切に行っているか。

避難経路図は、一目で避難口、避難階又は避難施設に行くまでの経路が確認できるためのものです。
避難経路図が汚れたり、物品の放置などで見にくくなっていないか確認しましょう。
また、非常放送設備と自動火災報知設備を連動させている場合は、連動を停止していないか確認しましょう。

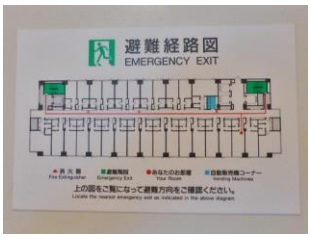

防災規制

14　カーテン、幕類、布製ブランインド、じゅうたん、展示用合板等の防炎対象物品は、防炎性能を有しているか。

防炎防火対象物において使用するカーテン、幕類等は、燃えにくくする防炎性能を有するもの（防炎対象物品）を使用する必要があります。

≪防炎防火対象物≫

防火対象物		根拠法令
高層建築物（高さ 31m を超えるもの）		法第 8 条の 3
地下街（令別表第 1(16 の 2)項）		
別表第 1(1)～(4)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(12)項ロ、(16 の 3)項に掲げる防火対象物		令第 4 条の 3
別表第 1(16)項に掲げる防火対象物のうち、上記のいずれかに該当する用途に供される部分		
工事中の建築物その他の工作物		
	建築物 （都市計画区域外の専ら住居の用に供するもの及びこれらに附属するものを除く。）	
	プラットホームの上屋	
	貯蔵槽	
	化学工業製品製造装置	
	貯蔵槽、化学工業製品製造装置に類する工作物	

15　防炎性能を有するものには、防炎ラベルを貼付しているか。

防炎性能を有するもの（防炎対象物品）には、防炎表示が貼付されています。
防炎表示が貼付されているか確認しましょう。

消防用設備

16　消防用設備等の点検は実施しているか。（　　年　　月　　日実施）

管理権原者は、消防設備点検を実施し、その結果を消防署へ報告しなければなりません。
また、点検済ラベルが貼付されているか確認しましょう。

≪点検の内容と期間≫

機器点検：６ヶ月ごと、総合点検：１年ごと

≪報告≫

・特定防火対象物　：１年に１回
・非特定防火対象物：３年に１回

17	**建物の増築、模様替えにより、消防用設備等に不足は生じていないか。（感知器の未警戒等）**
	増築・改築・間仕切りを変更した結果、自動火災報知設備の感知器やスプリンクラー設備のヘッドの未警戒区域が生じているなど、消防用設備等に不足は生じていませんか。
火気使用設備・器具	
18	**火気使用設備・器具等の付近は、整理整頓され、可燃物は火災予防上安全な距離を保有しているか。**
	火気使用設備や器具などの付近は、整理整頓されていますか。燃えやすい物を置いていませんか。火災を引き起こしかねません。燃えやすい物は除去しましょう。
19	**火気使用設備の燃料の貯蔵又は取扱いは、安全な方法により行っているか。**
	火気使用設備の燃料は、適正に保管されていますか。設備から燃料が漏れていませんか。燃料漏れを見つけた場合は、すぐに改修しましょう。
20	**厨房設備のフード、フイルター、ダクト内は定期的に清掃し、防火ダンパーの維持管理は適切か。**
	厨房設備のフード、グリスフィルターやダクトが油で汚れていると、ダクト火災の原因となります。定期的に清掃して、油汚れを落としましょう。
21	**火気使用設備等は、取扱責任者を定め、使用時の監視並びに使用前後の点検を励行しているか。**
	あらかじめ火気使用の取扱責任者を定めて、火気使用設備等を使用する時、使用の前後は、取扱責任者が監視、点検を実施してください。
電気設備・器具	
22	**電線、コード、器具等は、使用場所、用途に適合したものを使用しているか。**
	電気設備や器具に適合した電線、コード等を使用しなければ、過電流などによる火災のおそれがあります。使用場所、用途に適合したものを使用しているか確認しましょう。
23	**電気設備・器具等は、定期的に保守点検を実施し、安全に使用しているか。**
	漏電などによる火災を防ぐため、電気設備や器具等は、定期的に点検を実施しましょう。
火の使用制限	
24	**裸火、危険物品の持ち込みをする場合は、必要最小限度とし、消防署の許可を受けて行っているか。**
	持ち込みを禁止されている場所に、裸火や危険物品を持ち込む場合は、消防署の許可を受ける必要があります。許可を受けていか、許可どおりの使用をしているか、確認しましょう。
25	**喫煙の管理は、喫煙設備を設けて適切に行っているか。**
	喫煙場所に、喫煙設備を設置するなど、受動喫煙の対策を行っていますか。

また、喫煙場所の灰皿からたばこの吸殻を回収するときは、たばこ火による火災を防止するうえで、たばこの回収方法にも注意しましょう。

26　「喫煙所」、「火気厳禁」、「禁煙」等の標識は、適切に掲出されているか。

喫煙場所や火気使用不可の場所、禁煙の各箇所には、施設利用者が分かるように標識を掲出していますか。

危険物等

27　消防法又は堺市火災予防条例で定める数量以上の危険物等（指定可燃物、液化石油ガスを含む）を無許可又は無届けで貯蔵又は取扱いをしていないか。

危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合、あらかじめ消防署に届け出が必要です。届け出の内容を変更する場合も、同様に届け出が必要です。
無許可又は無届けのまま、危険物を貯蔵又は取り扱っていませんか。

28　無許可又は無届けで、施設の位置、構造及び設備を変更していないか。

危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合、あらかじめ消防署に届け出が必要です。届け出の内容を変更する場合も、同様に届け出が必要です。
施設の位置や構造、設備を無許可又は無届けで変更していませんか。

〇消防法施行令（別表第１）

＜ ◎：特定防火対象物、△：非特定防火対象物 ＞

項		用途	特定　：◎ 非特定：△
(1)	イ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場	◎
	ロ	公会堂又は集会場	◎
(2)	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの	◎
	ロ	遊技場又はダンスホール	◎
	ハ	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第５項に規定する風俗関連特殊営業を営む店舗その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの	◎
	ニ	カラオケボックスにその他遊興のための設備又は物品を個室において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの	◎
(3)	イ	待合、料理店その他これらに類するもの	◎
	ロ	飲食店	◎
(4)		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場	◎

項		用途	特定　：◎ 非特定：△
(5)	イ	旅館、ホテル又は宿泊所	◎
	ロ	寄宿舎、下宿又は共同住宅	△
(6)	イ	病院、診療所、助産所	◎
	ロ	老人短期入所施設、救護施設、乳児院、障害児入所施設、障害者支援施設等	◎
	ハ	老人デイサービスセンター、老人福祉センター等	◎
	ニ	幼稚園又は特別支援学校	◎
(7)		小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの	△
(8)		図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの	△
(9)	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの	◎
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	△
(10)		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場（旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。）	△
(11)		神社、寺院、教会その他これらに類するもの	△
(12)	イ	工場又は作業場	△
	ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ	△
(13)	イ	自動車車庫又は駐車場	△
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫	△
(14)		倉庫	△
(15)		前各項に該当しない事業場	△
(16)	イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの	◎
	ロ	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物	△
(16の2)		地下街	◎
(16の3)		建築物の地階（(16の2)項に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下街に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）	◎
(17)		文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定によって重要美術品として認定された建造物	△
(18)		延長50メートル以上のアーケード	△
(19)		市町村長の指定する山林	△
(20)		総務省令で定める舟車	△

○ 堺市消防局予防査察課
〒590-0976　堺市堺区大浜南町３丁２番５号
TEL：072（238）6005　／　FAX：072（228）8161
MAIL: shoyo アットマーク city.sakai.lg.jp

○ 堺市堺消防署
〒590-0951　堺市堺区市之町西１丁１番27号
TEL：072（228）0119　／　FAX：072（228）4087
MAIL: sakaisho アットマーク city.sakai.lg.jp

○ 堺市中消防署
〒599-8236　堺市中区深井沢町６番地の６
TEL：072（277）0119　／　FAX：072（278）1999
MAIL: nakasho アットマーク city.sakai.lg.jp

○ 堺市東消防署
〒599-8112　堺市東区日置荘原寺町138番地５
TEL：072（286）0119　／　FAX：072（286）0126
MAIL: higashisho アットマーク city.sakai.lg.jp

○ 堺市西消防署
〒593-8323　堺市西区鶴田町29番18号
TEL：072（274）0119　／　FAX：072（271）1122
MAIL: nishisho アットマーク city.sakai.lg.jp

○ 堺市南消防署
〒590-0132　堺市南区原山台１丁14番１号
TEL：072（299）0119　／　FAX：072（298）0119
MAIL: minamisho アットマーク city.sakai.lg.jp

○ 堺市北消防署
〒591-8021　堺市北区新金岡町４丁１番２号
TEL：072（250）0119　／　FAX：072（253）2016
MAIL: kitasho アットマーク city.sakai.lg.jp

○ 堺市美原消防署
〒587-0002　堺市美原区黒山６番地の１
TEL：072（362）0119　／　FAX：072（363）1414
MAIL: misho アットマーク city.sakai.lg.jp

○ 堺市高石消防署
〒592-0012　高石市西取石１丁目27番23号
TEL：072（266）0119　／　FAX：072（263）5295
MAIL: takasho アットマーク city.sakai.lg.jp

○ 堺市大阪狭山消防署
〒589-0005　大阪狭山市狭山１丁目２３８４番地１
TEL：072（366）0055　／　FAX：072（366）7666
MAIL: osasho アットマーク city.sakai.lg.jp

「安全・安心の堺へ」
全力で取り組んでいます！
堺市消防局